

ショートステイ アルクオーレ安城横山

重要事項説明書

あなたに対する短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護サービス含む。以下同じ）提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人百陽会
法人所在地	岡崎市大平町字古渕25番地
法人認可日	平成17年7月7日
代表者	理事長 牧 功
電話番号	0564-25-0294

2 ご利用施設

施設の名称	ショートステイ アルクオーレ安城横山
施設所在地	安城市横山町赤子10番地
事業開始日	平成25年3月1日
介護保険事業所番号	2373101704
管理者	馬場 哲朗
電話番号	0566-72-6541
ファックス番号	0566-72-1707

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。
施設運営方針	利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って施設運営にあたる。

4 施設の職員体制

令和6年4月1日現在

	常勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
医師		1名	1名
生活相談員	1名		1名
管理栄養士	1名		1名

看護職員	1 名		1 名
介護職員	9 名	4 名	1 3 名
機能訓練指導員		1 名	1 名

5 施設の概要

定員	2 9 名（併設）	共同生活室	3 室
居室	2 9 室（個室）	医務室	1 室
洗面所・トイレ	各居室	浴室	3 室
洗濯室	3 室	特殊浴室	1 室
面談室	1 室	見守りシステム	2 9 台

6 サービス内容

短期入所生活介護計画	① 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者様については、心身の状況、希望およびその置かれている環境等を踏まえて、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って短期入所生活介護計画を作成します。 ② 短期入所生活介護計画は、利用者様又はご家族様に説明し同意を得ます。 ③ 短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付します。
食 事	① 管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 ② 施設は、利用者様が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援します。
入 浴	1 週間に 2 回以上、適切な方法で入浴又は清拭を行います。
排 泄	心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
機能訓練	利用者様の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。
相談及び援助	利用者様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者様又はその家族に対し、その

	相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行います。
健康管理	医師及び看護職員は、常に利用者様の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとります。

7 利用料金

基本サービス費

＊介護保険の自己負担額は提示された「負担割合証」に基づいて計算します。

加算

要件を満たす場合、左記の基本介護サービス費に下記の加算が算定されます。

要支援・要介護度	料金	加算	料金
要支援 1	5 2 9 単位	送迎加算 注 1	1 8 4 単位
要支援 2	6 5 6 単位	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2 単位
要介護 1	7 0 4 単位	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 8 単位
要介護 2	7 7 2 単位	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位
要介護 3	8 4 7 単位	看護体制加算（Ⅰ） 注 2	4 単位
要介護 4	9 1 8 単位	看護体制加算（Ⅱ） 注 2	8 単位
要介護 5	9 8 7 単位	夜勤職員配置加算（Ⅱ）注 2	1 8 単位
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の 8. 3 %
		介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数の 2. 3 %
		介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の 1. 1 %
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）注 3	総単位数の 1 3. 6 %

注 1 利用者様の心身の状態、ご家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる場合の送迎料金です。なお、安城市以外にお住まいの方は安城市の境目からご自宅まで 1 k m 当たり 1 0 円加算します。いずれも片道料金。

注 2 要介護利用者のみ対象。

その他

- ・下記に該当する場合は 3 0 単位／日減算します。
連続して 3 0 日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入居している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者。
- ・なお、1 単位は 1 0. 3 3 円です。

注 3 処遇改善加算Ⅱ

令和 6 年 6 月 1 日より適用

食費及び滞在費（法定代理受領の場合、1日当たり）

食費	1, 445円 注3
	内訳：朝食320円 昼食535円 夕食590円
居住費	2, 006円 注3

※令和6年8月1日より

居住費	2, 066円
-----	---------

食費及び滞在費（法定代理受領の場合、1日当たり）

注3 介護保険負担限度額の認定を受けている方で、利用開始時に認定証を提示された場合は、その認定証に記載された金額が1日の料金となります。

その他

テレビ貸出料	1日100円
特別食の提供	実費
理美容サービス	実費
コピー	白黒10円、カラー実費

8 利用料の支払い

- ① 利用された月の翌月15日頃、施設から利用料請求書を送付します。
- ② 利用された月の翌月26日に、利用者指定の金融機関口座から自動引き落としで支払います。会計業務合理化のため、現金での支払い、又は振込みはご遠慮ください。

9 協力医療機関

名 称	安城更生病院
院長名	度会 正人
所在地	安城市安城町東広畔28番地
診療科目	内科、消化器科、循環器科、リウマチ科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、リハビリテーション科、小児科 等40科
入院設備	771床
救急指定の有無	有

10 施設利用に当たっての留意事項

面会・面会時間	利用者様及び他利用者様の生活の平穏と施設管理の必要性から施設の定めた規則及び職員の指示に従ってください。 ①面会時間は9時00分～19時00分とします。 ②受付にて利用者様・面会者様のお名前を記入してください。
外出	外出される場合は、行き先と帰設時間を職員に申し出てください。
飲酒、喫煙	所定の場所で行ってください。
設備、器具の利用	設備・備品等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
金銭、貴重品	紛失や盗難防止のために、金銭等は施設内に持ち込まないで下さい。
宗教活動、政治活動	ご遠慮ください。
動物飼育	ご遠慮ください。
協力医療機関、嘱託 医師以外の受診	ご家族様にてお願いします。

11 非常災害対策

災害時対応	別途定める「アルクオーレ安城横山消防計画」にのっとり対応			
防災訓練	「アルクオーレ安城横山消防計画」にのっとり定期的に夜間・昼間を想定した消火・避難訓練を実施します。			
	設備	有無	設備	有無
	スプリンクラー	有	消火器	有
	避難階段	有	屋内散水栓	有
	自動火災報知設備	有	火災通報装置	有
	誘導灯	有	非常放送設備	有
	自家発電設備	有		
消防計画等	防火責任者 馬場 哲朗			

1 2 苦情等申立先

施設	① 苦情窓口担当者：生活相談員 新家 隆司 苦情解決責任者：施設長 馬場 哲朗 平日の午前8時30分から午後5時30分まで 電 話：0566-72-6541 F A X：0566-72-1707 ② 第三者委員：鈴木 久義 住所：岡崎市石原町字市場47 電話：090-7032-2854 ③ 第三者委員：浅井 健一 住所：岡崎市六名1丁目5番地1 電話：0564-51-0815
安城市	介護保険担当課 電話：0566-71-2223
	電話： ※安城市以外の保険者の場合記入し、安城市内の場合は斜線を引く。
愛知県	健康福祉部高齢福祉課 電話：052-954-6287
国保連	介護保険課苦情調査係り 住所：名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話：052-971-4165

1 3 事故発生時における対応

- ・速やかに看護職員及び施設長に連絡し、他の職員と共に利用者様の被害が最小限となるような対応をとる。病院への緊急搬送が必要な場合は直ちにご家族へ連絡をとる。
- ・施設長は事故内容を把握し、家族対応、保険者（安城市）への報告、損害保険会社への連絡に関して判断し対応する。
- ・施設長は事故の内容に応じて、関係職員による事故検討会を開催し、原因分析と事故防止対策を立案し、今後の再発防止に努める。
- ・家族からの苦情等については、相談員を窓口とし、契約保険会社と連携を取りながら誠意をもって対応する。

損害賠償責任	施設側の故意・過失が原因で利用者様に賠償すべき損害が発生した場合には速やかに行う。
損害賠償保険	万一の事故に備えて、損害賠償保険に加入します。

1 4 個人情報の保護

「社会福祉法人百陽会個人情報管理規程」を作成し、利用者及びご家族様の個人情報（以下「個人情報」という。）を適正に管理しております。個人情報保護の概略は下記のとおりです。もっと詳しくお知りになりたい方は職員にお尋ね下さい。

個人情報利用目的同意書	個人情報を収集・利用・提供する目的について記載されています。同意して頂けましたら署名・押印をお願いします。
誓約書	職員等が業務を通じて知り得た個人情報を正当な理由なく開示・提供・遺漏・自ら使用しないことを誓約する書面
個人情報管理委員会	施設長が会長となって、個人情報の適正な管理を行っております。
個人情報開示申請書	個人情報を開示する必要がある場合、申請していただきます。

1 5、ハラスメント対策

「ハラスメント」とは、意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な想いをさせる、苦痛を与える、居心地の悪さを感じさせる行為のことを指します。

ハラスメントにより、身体的、精神的な健康被害の発生や、法的責任を負い、社会的信頼の低下にも大きく影響します。当施設として必要な措置を講じ、従業者のハラスメントの防止に取り組みます。

① ハラスメント対策の指針を整備します。

② ハラスメントの相談窓口を設置します。

「ハラスメントの例」

・身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例・・・コップをなげつける／蹴られる／唾を吐く／引っ搔く等。

・精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例・・・大声を発する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する等。

・セクシュアルハラスメント・・・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例・・・必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をする等。

（厚生労働省保健局）

16、身体拘束の禁止

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、ご利用者のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。身体拘束を行うことによって、ご利用者の人間としての尊厳は著しく侵され、更にご利用者様への身体的弊害、ご利用者様及びご家族等への精神的弊害及び福祉施設に対する一般市民の信用失墜・不信という社会的弊害がもたらされます。

当施設ではご利用者の尊厳を守り、尊重するため、拘束廃止に向けた意識を全職員が持ち、身体拘束を行わない介護の実践に努めます。但し、当該ご利用者様または他のご利用者様等の生命または身体の保護を目的として、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、事前にご利用者様及びご家族様への十分な説明をし、同意を得るとともに、緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 切迫性……ご利用者様本人または他のご利用者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 一時性……身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

〈身体拘束とは〉

- ・動き回らないように、車椅子やベッドに体や手足を縛ること。
- ・自分で降りられないようにベッド柵で囲むこと。
- ・点滴や栄養を摂るための経管栄養などのチューブを抜かないように、手を固定したりミトン等の手袋を付けること。
- ・車椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型のベルトや腰ベルトを付けること。
- ・オムツ外しなどを防ぐために介護衣を着せること。

17、高齢者虐待防止

当施設ではご利用者の尊厳及び安心して過ごせる生活の場を提供する義務に於いて、高齢者虐待防止に向けての取り組みを行います。

- ① 介護従事者に対し研修を実施し、虐待防止に努めていきます。
- ② ご利用者様及びご家族様からの苦情処理体制を整備します。

1 4 個人情報の保護

「社会福祉法人百陽会個人情報管理規程」を作成し、利用者及びご家族様の個人情報（以下「個人情報」という。）を適正に管理しております。個人情報保護の概略は下記のとおりです。もっと詳しくお知りになりたい方は職員にお尋ね下さい。

個人情報利用目的同意書	個人情報を収集・利用・提供する目的について記載されています。同意して頂けましたら署名・押印をお願いします。
誓約書	職員等が業務を通じて知り得た個人情報を正当な理由なく開示・提供・遺漏・自ら使用しないことを誓約する書面
個人情報管理委員会	施設長が会長となって、個人情報の適正な管理を行っております。
個人情報開示申請書	個人情報を開示する必要がある場合、申請していただきます。

1 5、ハラスメント対策

「ハラスメント」とは、意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な想いをさせる、苦痛を与える、居心地の悪さを感じさせる行為のことを指します。

ハラスメントにより、身体的、精神的な健康被害の発生や、法的責任を負い、社会的信頼の低下にも大きく影響します。当施設として必要な措置を講じ、従業者のハラスメントの防止に取り組みます。

① ハラスメント対策の指針を整備します。

② ハラスメントの相談窓口を設置します。

「ハラスメントの例」

・身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例・・・コップをなげつける／蹴られる／唾を吐く／引っ掻く等。

・精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例・・・大声を発する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する等。

・セクシュアルハラスメント・・・意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例・・・必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をする等。

(厚生労働省保健局)

1 6、身体拘束の禁止

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、ご利用者様のQOL（生活の質）を根本から損なう危険性があります。身体拘束を行うことによって、ご利用者様の人間としての尊厳は著しく侵され、更にご利用者様への身体的弊害、ご利用者様及びご家族等への精神的弊害及び福祉施設に対する一般市民の信用失墜・不信という社会的弊害がもたらされます。

当施設ではご利用者様の尊厳を守り、尊重するため、拘束廃止に向けた意識を全職員が持ち、身体拘束を行わない介護の実践に努めます。但し、当該ご利用者様または他のご利用者様等の生命または身体の保護を目的として、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、事前にご利用者様及びご家族様への十分な説明をし、同意を得るとともに、緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 切迫性……ご利用者様本人または他のご利用者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 一時性……身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

〈身体拘束とは〉

- ・動き回らないように、車椅子やベッドに体や手足を縛ること。
- ・自分で降りられないようにベッド柵で囲むこと。
- ・点滴や栄養を摂るための経管栄養などのチューブを抜かないように、手を固定したりミトン等の手袋を付けること。
- ・車椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型のベルトや腰ベルトを付けること。
- ・オムツ外しなどを防ぐために介護衣を着せること。

1 7、高齢者虐待防止

当施設ではご利用者様の尊厳及び安心して過ごせる生活の場を提供する義務に於いて、高齢者虐待防止に向けての取り組みを行います。

- ① 介護従事者に対し研修を実施し、虐待防止に努めていきます。
- ② ご利用者様及びご家族様からの苦情処理体制を整備します。

- ③ 高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は介護従事者だけでなく、施設そのものとしてとらえ、重きを置く事とします。

〈高齢者虐待とは〉

身体的虐待……………高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

介護放棄・放任…高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置（ネグレスト）、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待……………高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待……………高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待……………高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（高齢者虐待防止法第2条第5項より）

18、第三者評価の実施

当施設では第三者評価の実施はございません。

以上

私は、重要事項説明書の内容につき説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者（住所） _____

（氏名） _____

署名代行者（住所） _____

（氏名） _____

（代行理由） _____

（利用者との関係） _____

身元引受人（住所） _____

（氏名） _____

（利用者との関係） _____

重要事項説明者 _____